**ひらつか市民活動センター会議室　特例利用申込書**

新施設用

特例

平成　　年　　月　　日

　（提出先）

　　平塚市長

※　太枠の中のみ記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申　込　団　体 | 団体種別　　 市民活動団体　　　 一般団体　　　 その他（　　　　　　　）    団 体 名    所在地    代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　　　　(　　　)    利用責任者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　　　　(　　　) | | | | | | | | | | |
| **特例利用申込**  **の種類** | | **１.期日前申込（指定の期日より前に申し込む場合）**  **２.申込制限超過（１日での限度数･１か月内での限度日数を超えて申し込む場合）**  **３.登録外団体の利用** | | | | | | | | | |
| **特例利用申込**  **が必要な理由** | | **講師等の日程調整が必要なため　　　　参加者等への周知が必要なため**  **長時間の事業を行うため　　　　　　　事業等の土日の開催が必要なため**  **多数の参加者等を予定している、または、見込まれるため**  **その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）** | | | | | | | | | |
| 利用目的 | | 会議名・行事名等を含め、できるだけ詳しくお書きください。 | | | | | | | | | |
| 利 用 年 月 日 | | 平成　　年　　月　　日(　　)曜日 | | | | 予定利用人数 | | | 人 | | |
| 参加者種別 | | 一般市民を募集　　 会員・構成員のみ　　 その他 | | | | | | | | | |
| 参加料等 | | 有り（　　　　　　　　　　　円）　　　　　　　　無し  ※1,000円以上の参加料等を徴収する場合は、事業予算書を併せて提出すること。 | | | | | | | | | |
| 施設  ・  時間 | 会 議 室 区 分 | | | | 使 用 予 定 時 間 | | | キッズルーム使用 | | | |
| 会議室Ａ (約３２人)  　会議室Ｂ (約３２人)  　会議室Ｃ (約２４人) | | | | ９：００～１２：３０(午前の部)  １３：００～１７：００(午後の部)  １７：３０～２１：３０(夜間の部) | | | 有 　 無 | | | |
| 借用備品 | プロジェクター | | テレビ | | | | ビデオ・DVDプレーヤー | | | | |
| スクリーン | | ＣＤ・ＭＤカセットプレーヤー | | | |  | | | | |
| ノート型パソコン | | ハンディスピーカー・マイク(音量制限有) | | | | | | | | |
| ※裏面の**注意事項**をご覧ください。 | | | | ※処理欄 | | | | | | | |
| 可否〔 １　 ２　 ３　 ４ 〕 | | |  | | | | |
| 〔特記事項〕 | | | 課長 | | | 担当長 | 担当者 |
|  | | |  |  |

注意事項

提出にあたって

　　■提出ができる期日は、以下のとおりです。

　　○市民活動団体　＝　利用希望日の６か月前の日から

　　○一般団体　＝　利用希望日の３か月前の日から

　　○登録外団体　＝　利用希望日の１か月前の日から

　　■この申込書を提出すれば、通常の会議室利用申込書の提出は必要ありません。

　　■午前から夜間までの連続利用や３室同時利用はできません。

　　■センター主催の事業や協働事業等で６か月より前に予約が入っている場合があります。

特例申し込みの対象

　　特例申し込みの対象となる会議室の利用は、以下のとおりです。

　　　■『市民活動団体』『一般団体』の場合

　　　① 広く市民を対象として開催される講演会など、公益性の高い事業等による利用

　　　② 上記の①以外の利用で、通常の制限を超えることが妥当であると認められる利用

　　　■『登録外団体』の場合

　　　○ 会議、打合せ、講演会など、市民活動センターが禁止していない範囲内での利用

申込書に添付する資料

　　特例申込書の提出にあたっては、必要により、以下の書類を添付してください。

　　■上記の①の場合（『市民活動団体』『一般団体』『登録外団体』共通）

　　　⇒企画書（事業名、実施目的、実施内容、参加者の募集方法、参加費の有無など事業の詳細を記載）

　　■参加料・入場料などを1,000円以上徴収する場合（『市民活動団体』『一般団体』『登録外団体』共通）

⇒事業予算書（実施事業に関する収入と支出を項目ごとに記載）

　　■『登録外団体』による利用

　　　⇒その団体の概要がわかる資料等

提出回数の制限

　　提出ができる回数の制限は以下のとおりです。（※申し込みの結果に関係なく『提出回数』についての制限。回数は利用日の年度でカウントする。）

　　■市民活動団体　＝　４回まで

　　■一般団体　＝　２回まで

　　■登録外団体　＝　２回まで